

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 27. 4. 22 第 189 回国会第 6 号

4 月 22 日（水）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第 19 号）

- ・太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明 反対－共産）
- ・金子恭之君外 4 名（自民、民主、維新、公明）から提出された附帯決議案について、宮崎岳志君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

前 田 一 男 君（自民）

- ・本法律案に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の出資対象の地域の規模は、一定程度の人口集積が見込まれる地域であり、それよりも小さな地域については、出資ではなく、従来の補助金によって支援を行っていくという理解で良いか。
- ・現在、バス運行の支援については、運行目的によって省庁間あるいは国土交通省の局間で支援内容が異なっている。今後、同一地域にあるものについては、運行目的とは関係なく、支援を一本化していく必要があるのではないか。

中 川 康 洋 君（公明）

- ・機構が出資を行うことで民間資金を呼び込むとしているが、どの程度の民間資金を呼び込む効果があるのか。また、その際、どのような方策を持って行うのか。
- ・鉄道事業再構築事業について、近年、補助割れが起こっているという。確実な予算確保が必要ではないか。また、自治体の財政力指数に関わらず、認定を受けた事業については補助率をかさ上げする必要があるのではないか。

本 村 賢 太 郎 君（民主）

- ・平成 28 年度の着工を目指す宇都宮市の L R T 導入計画は計画について住民投票の請求（市議会で否決）があるなど住民理解が不十分と感じる。仮に同計画の事業が本法律案に規定のある機構の出資の対象になるとして、出資に当たっては住民の理解があることが大切であると考え

るが、国土交通省の見解を伺いたい。

- ・機構の出資は、財投資金を用いた産業投資であり国民の資産を用いるという意味で採算性は慎重に判断する必要があると考えるが、機構にそのような業務を行わせる理由及び機構がそのような出資を担当する能力があるのか国土交通省の見解を伺いたい。
- ・B R T に用いられる連節バスは全て外国産の車両で輸入手続を踏まえると導入まで 1 年以上の時間を要してしまう。外国産連節バスの輸入手続の簡素化及び国産の連節バス導入について国土交通省の見解を伺いたい。

宮 崎 岳 志 君（民主）

- ・新しい地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の実施に必要な資金は公共性があり、採算がとれない事業なら補助金により支出すればよいし、採算がとれる事業なら民間から出資を受けられるだろう。なぜ、今回、機構から出資の形で支出することにしたのか理由を伺いたい。
- ・機構と地方自治体からの出資の割合が大きくなるようだと民間主体の事業とは言えない。出資割合に限度を設ける必要があると思うが大臣の考えを伺いたい。
- ・L R T の新設によって車線が減り渋滞等の環境悪化が懸念される場合や新設に住民の理解が十分に得られていない場合には機構からの出資を見合わせるべきだと考えるがどうか。また、L R T があまり普及していない原因は何か。

井上英孝君（維新）

- ・新しい地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業を行う会社に対する出資は、国による直接の出資ではなく、機構を経由することとしたメリット及び理由について伺いたい。
- ・国土交通省の説明している基本スキームによれば、機構は出資した会社から配当を受け取り、それをさらに国が受け取ることになっている。会社が利益を上げて配当を行った場合、機構が配当金の一部を受け取るようになるのか確認したい。
- ・地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の一環として、上下分離による地方鉄道再生について、どの程度の黒字を想定しているのか、また、その根拠について伺いたい。

横山博幸君（維新）

- ・今回の法改正により、機構からの出資が見込まれる地域はどれくらいあるか。また、そのための産業投資の予算額は十分であるか確認したい。
- ・コンパクトシティの推進により都市部に人口が集中すれば地方部の人口が減る。中心部は良いが、交通体系全体から見ると資金回収が困難になることはないか。
- ・地域公共交通網形成計画の策定に当たり、専門家のアドバイスなど、政府はどのような支援を行うのか。また、公共交通空白地域への対策はどのようなものか。

本村伸子君（共産）

- ・地域公共交通は、高齢者、障害者等にとって必要不可欠であり、その拡充は重要であると考えている。本法律案では、認定を受けた軌道運送高度化実施計画の事業者に対し国が出資できるとしている。出資対象として①既存の会社、②新しい会社、③地方自治体の第三セクターが考えられるが、どのような会社に出資が可能か伺いたい。
- ・宇都宮市のLRT整備事業は、将来的に本法律案に基づく出資対象になると想定される。同事業については、住民の反対意見が多くあり、住民同意を得られていないと考えている。「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」にも、地方公共団体が率先して住民の合意を得るように求めていることから、国は、同市に対し何らかの指導をするべきではないか。

2 参考人出頭要求に関する件

- ・国土交通行政の基本施策に関する件（東洋ゴム工業問題）について、参考人から意見を聴取することに協議決定しました。